

重要事項説明書

(介護予防) 訪問リハビリテーション

1 施設概要

施設名	介護老人保健施設 グリーンビレッジ蕨
開設年月日	平成20年 4月 1日
所在地	埼玉県蕨市北町5-13-6
電話番号	048-443-5001
FAX番号	048-443-5051
管理者名	施設長 黒田 加奈美
事業所番号	1151480017

2 (介護予防) 訪問リハビリテーションの目的と運営方針

介護老人保健施設グリーンビレッジ蕨（以下「当施設」という）は、介護保険法で定める（介護予防）訪問リハビリテーションサービスを提供するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、医師の指示に基づく医学的管理のもとで理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が要介護又は要支援状態にあるご利用者様の居宅を訪問し、心身の機能の維持・回復を図り、ご利用者様の生活機能の維持又は向上を目指すものとします。理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は必要なりハビリテーションを行い、ご利用者様がその有する能力に応じて、可能な限りその居宅において自立した生活を営むことができるよう支援することを目的とします。

3 グリーンビレッジ蕨施設方針

基本理念

「愛し愛される施設を目指して」

- 利用者様の尊厳の保持と自立支援
- 在宅復帰と在宅支援
- 地域社会の一員としての施設

方針

- ① 利用者様の意志及び人格を尊重し、常に利用者様の立場に立ったきめ細かいサービスを提供します。
- ② 在宅生活維持のため、リハビリテーションに重点をおいたチームケアを推進します。
- ③ 市区町村、介護保険の各事業所、保健、福祉、医療機関などと連携し、地域一体となったケアを積極的に担います。
- ④ 家族や地域住民と交流し、情報提供を行うなど、地域に開かれた施設を目指します。

4 (介護予防) 訪問リハビリテーションを提供する職員体制

職種	職員数
医師	1名
理学療法士	1名以上
作業療法士	1名以上
言語聴覚士	1名以上

5 営業日及び営業時間

- ① 営業日 月曜日から土曜日
- ② 休業日 日曜日、祝祭日、年末年始（12月31日～1月3日）
- ③ 営業時間 午前8：30～午後5：00

6 通常の事業の実施地域

- ① 埼玉県蕨市全域
- ② 埼玉県戸田市（上戸田・喜沢・下戸田・中町）
- ③ 埼玉県川口市（芝・芝樋ノ爪・芝新町・芝園町・芝塚原・芝中田・芝西・芝富士）
- ④ 埼玉県さいたま市南区全域
- ⑤ 埼玉県さいたま市浦和区（神明）

7 サービスの内容

- ① バイタルサイン測定 血圧、脈拍等を測定します。
- ② リハビリテーション ご利用者様の心身の機能の維持・回復に努めます。
- ③ 指導 ご利用者様又は身元引受人様等の介護にあたる方に対して指導致します。

※ 各々のサービス内容やその実施方法等の詳細については、サービス従事者までお気軽にお尋ねください。

8 ご利用者様負担金額、その他の費用等の請求方法

- ・ ご利用料金詳細については、料金表（別紙2）をご参照下さい。
 - ・ 請求書は、月末締め、翌月10日以降にリハビリスタッフが持参いたします。
- ※ ご希望の場合又は持参が困難な場合は翌月15日までに郵送いたします。
- ・ その他の費用等は利用月ごとの合計金額により請求します。

9 お支払い方法

施設利用料のお支払いは原則口座振替と致します。

- ・ 口座振替 毎月28日（土日祝日の場合は翌営業日）

口座振替不能だった場合、口座振替が難しい理由がある場合は下記対応を行います。

- ・ 現金窓口払い 請求書を郵送した月の末日までにお支払い下さい。
- ・ 口座振込 ※ 現金窓口払い…10：00～18：30（日曜日・年末年始除く）
※ 口座振込…手数料はご負担いただきます。

10 緊急連絡先

- ① ご利用者様の変化 ご利用者様に平常時見られない変化が生じた場合、身元引受人様又は緊急連絡先に記載されている方へ連絡致します。
- ② 事故発生時の対応 サービス提供により事故が発生した場合に、市区町村、身元引受人様、居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

11 事故発生の防止

当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。

また、サービス提供等に事故が発生した場合、当事業所は、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、利用者に対し必要な措置を行う。

1.2 賠償責任について

- ① 当施設は居宅サービスの提供に従って、当該施設のサービス従事者の責めに帰すべき事由により、ご利用者様又は身元引受人様等の介護者の生命、身体、財産及び名誉に損害を及ぼした場合には、相当範囲内においてその賠償をします。
- ② ご利用者様又は身元引受人様等の介護者は、ご利用者様又は身元引受人様等の介護者の責めに帰すべき事由により当施設サービス従事者の生命、身体、財産及び名誉に損害を及ぼした場合は、相当範囲内においてその損害賠償を請求される場合があります。

1.3 秘密の保持

- ① 当施設及びサービス従事者は、（介護予防）訪問リハビリテーションを提供するうえで知り得た利用者様及び身元引受人様等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- ② 当施設は、ご利用者様間にかかる居宅介護支援事業所と連携を図るなど、正当な理由により利用者様又は身元引受人様等の個人情報を用いる場合には、予め書面により同意を得られるものとします。
- ③ 利用者様又は身元引受人様の個人情報については、「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係従事者における個人情報の取扱いのためのガイドライン」を尊守し、適切な取り扱いに努めます。

1.4 非常災害時の対応

- ① 非常災害時の対応は、当施設が定める「消防計画」に則り行います。
- ② 非常災害訓練は、年に2回、夜間及び昼間を想定した避難訓練を行います。

1.5 身体拘束、虐待防止等

- ① 原則として、当施設では身体拘束を廃止しています。やむを得なく身体拘束を行う場合、事前に説明を行い同意を得たうえで実施し、医師が記録を残します。
- ② 身体拘束の適正化、虐待防止の対策を検討するための委員会を設置し定期的に開催、指針の整備、研修を実施します。

1.6 衛生管理

- ① 当施設は、施設内、食器、その他設備、飲用水の衛生的な管理に努め、医薬品、医療機器について適正な管理を行います。
- ② 感染症が発生し、まん延しないよう必要な措置を講ずるよう努めます。
- ③ 感染症および食中毒の予防、まん延防止のための対策を検討する委員会を設置し定期的に開催、指針の整備、研修訓練を実施します。

1.7 業務継続計画

- ① 当施設は、感染症や非常災害発生時において、サービス提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、計画に従い必要な措置を講じます。
- ② 業務継続計画を従業者に周知徹底し、研修訓練を定期的に実施します。

1.8 ハラスメント対策

- ① 当施設は、ハラスメント対策を強化する観点から、「利用者の人権擁護、虐待の防止」および「男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策」に取り組みます。
- ② ハラスメント防止を従業者に啓発していくため、指針の整備、研修を実施します。

1.9 サービス提供に関する相談窓口及び苦情・事情窓口

当施設のサービス提供に関する相談、苦情、要望等の受付は以下の窓口になります。

担当者：（支援相談員）喜嶋朝美、三浦瑞希、西角考思、竹内琉馬、石田環

受付時間：午前8：30～午後5：00

※ 日祝日、年末年始（12月31日～1月3日）を除く毎日

その他市町村等への相談・苦情受付窓口

・蕨市役所

担当課	介護保険室
時間	8：30～17：15 ※土日祝祭日、年末年始を除く
住所	埼玉県蕨市中央5-14-15
電話番号	048-432-3200（代表）

・戸田市役所

担当課	長寿介護課
時間	8：30～17：15 ※土日祝祭日、年末年始を除く
住所	埼玉県戸田市上戸田1-18-1
電話番号	048-441-1800（代表）

・川口市役所

担当課	介護保険課 苦情相談係
時間	8：30～17：15 ※土日祝祭日、年末年始を除く
住所	埼玉県川口市青木2-1-1
電話番号	048-259-7293

・さいたま市南区役所

担当課	高齢介護課
時間	8：30～17：15 ※土日祝祭日、年末年始を除く
住所	埼玉県さいたま市南区別所7-6-1
電話番号	048-844-7177

・さいたま市浦和区役所

担当課	介護保険係
時間	8：30～17：15 ※土日祝祭日、年末年始を除く
住所	埼玉県さいたま市浦和区常盤台6-4-4
電話番号	048-829-6153

・埼玉県国民健康保険連合会

担当課	介護保険課 苦情相談係
時間	8：30～12：00 13：00～17：00 ※土日祝祭日、年末年始を除く
住所	埼玉県さいたま市中央区大字下落合1704
電話番号	048-824-2568（苦情相談係）

2 0 サービス利用にあたっての留意事項

- ① サービス提供時にご利用者様の居宅において使用する水道、電気、ガスについてはご利用者様負担となります。
- ② 訪問予定時間は、交通事情により前後することがあります。

2 1 介護保険の改正

国が定める介護給付（介護報酬）の改訂があった場合、（介護予防）訪問リハビリテーションサービス費の料金体系は、国が定める介護給付（介護報酬）に準拠するものとします。

年 月 日

重要事項説明書に基づき（介護予防）訪問リハビリテーションサービス内容及び重要事項を説明しました。

事業者 介護老人保健施設 グリーンビレッジ蕨

説明者 _____

重要事項説明書に基づき（介護予防）訪問リハビリテーションサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

利用者 _____

身元引受人 _____

(続柄)